

# 福祉機器を貸し出します！

(車椅子・歩行器・四点杖)

市内に在住のかたで、身体の障がいや病気等のために、一時的に福祉機器が必要なかたに福祉機器等日常生活用具を貸し出します。一度、ご相談ください。

## ◆対象者

- ・市内在住のかたで、一時的に福祉機器を必要とするかた  
※要介護認定を受けていて、介護保険サービスで福祉機器を借りることができるかたは対象外。ただし、外出時など一時的な利用であれば可能。

## ◆利用例

- ・旅行・遠距離外出時
- ・入院や入所中の一時帰宅時
- ・要介護認定がおりるまでの間
- ・日常生活用具購入までの間
- ・ケガや病気が回復するまでの間 など



## ◆福祉機器の種類・料金

機器の種類	利用料金
車椅子	月額 500円
歩行器	月額 300円
四点杖	月額 100円

※1か月未満であれば、利用料金が無料。

返却時に貸出した日数に応じて、利用料を算出します。

(裏面へ)

◆申請方法

瑞穂市社会福祉協議会又は同巢南支部の窓口で、申請してください。  
その際に、申請するかたの認印が必要です。

◆貸出期間

3か月を限度とします。

◆破損・減失

機器を破損したときは、瑞穂市社会福祉協議会までご連絡ください。  
福祉機器を原状回復できない程度に汚損、破損した場合は、申請者の負担によって修理するか、又は同等の物に買い替えていただくこともあります。

◆返却

入院等の場合を含め、機器を必要としなくなった場合は、福祉機器を返却していただきます。

退院等で再び福祉機器を必要とされる場合は、新たに申請してください。

【申請・問い合わせ先】

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会  
岐阜県瑞穂市別府1283番地（総合センター1階）

☎058-327-8610

○同巢南支部

岐阜県瑞穂市田之上597番地（老人福祉センター内）

☎058-328-5174

この事業は、社会福祉協議会会員の皆様からいただいた心温まる会費を活用しています。

<令和3年4月作成>